

4月12日(日)は 愛媛県議会議員選挙の投票日です

閩鬼北町選挙管理委員会 内線 4415

選挙は、住民の声を政治に生かす最大の機会です。
お金のかからない、きれいな選挙を実現するため、
みんなで正しいルールを守って、あなたの意思で投票
するようにしましょう。



明るい選挙
イメージキャラクター
「選挙のめいすいくん」

◆投票時間

4月12日(日)午前7時から午後8時まで(一部の投票所については午後7時まで)の間、町内18の投票所で一斉に投票を行います。

投票の際には、入場券をお持ちください。入場券を忘れたり紛失された方は、投票所で再交付しますので、係にお申し付けください。

◆投票できる人

この選挙で投票できる方は、平成27年1月2日以前から鬼北町の住民基本台帳に登録されている方(他の市町村からの転入者にあつては、平成27年1月2日以前に転入届をした方)で引き続き鬼北町に住所を有し、かつ平成7年4月13日以前に生まれ、鬼北町選挙人名簿に登録されている方です。ただし、失権者を除きます。

【1月3日以降に転入された方の投票】

県内の他の市町から平成27年1月3日以降に鬼北町に転入された方は、前住所地の市町で投票することになります。

なお、投票する際には、必ず市町長から交付を受けた「引き続き愛媛県内の区域内に住所を有する旨の証明書」(引き続き証明書)が必要となりますので、あらかじめ市町の町民課等の窓口で請求してください。



◆期日前投票制度

投票は、投票日当日に行うことが原則ですが、仕事やレジャー等で当日投票所に向いて投票することができない場合は、投票日の前であっても投票することができる制度です。

期日前投票をされる方は、告示日の翌日(4月4日)から投票日前日(4月11日)までに期日前投票所(近永公民館1階会議室または鬼北町役場日吉支所1階会議室)で投票してください。受付時間は、午前8時30分から午後8時(日吉支所は午後6時)までです。

ただし、愛媛県議会議員選挙の当日には20歳を迎えるが、期日前投票をしようとする日には未だ19歳である方は、期日前投票所に来られても、従来の不在者投票での投票となりますので、ご注意ください。

◆不在者投票制度

都合で他の市町村に滞在されている方などは、不在者投票制度により次の方法で投票することができます。

- ①滞在地から請求して行う場合
- ②不在者投票ができる病院や老人ホーム等に入院・入所している方で、その施設長が本人の申し出により請求する場合
- ③身障障害者手帳や介護保険被保険者証等を持ち要件に該当する方で、選挙管理委員会に事前に申請されている方が郵便で請求する場合等の方法があります。

※詳しいことは、
鬼北町選挙管理委員会にお問い合わせください。